

科学技術振興対策特別委員会議録第十五号

昭和三十三年三月十四日(木曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 菅野和太郎君

理事 赤澤 正道君 理事 有田 喜一君

理事 齋藤 敏三君 理事 前田 正男君

理事 志村 茂治君

小平 久雄君 保科善四郎君

山口 好一君 岡本 隆一君

田中 武夫君 滝井 義高君

中崎 敏君 石野 久男君

出席政府委員

科学技術

政務次官

秋田 大助君

総理府事務官

(科学技術)

原田 久君

長官官房長

三輪 大作君

総理府技官

(科学技術)

松尾 金藏君

通商産業事務官

(大臣官房長)

齋藤 正年君

通商産業事務官

(輕工業局長)

井上 尙一君

特許庁長官

黒川 眞武君

労働事務官

(労働基準局長)

百田 正弘君

委員外の出席者

科学技術庁次長

篠原 登君

総理府技官

(科学技術)

法貴 四郎君

国立国会図書館

中根 秀雄君

国立国会図書館

西水 孜郎君

国立国会図書館

考査部長

三月十三日

宇治市に研究用原子炉設置反対に關する請願(岡本隆一君紹介)(第二一四六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

日本科学技術情報センター法案(内閣提出第六二二号)

菅野委員長 これより會議を開きます。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案並びに日本科学技術情報センター法案を一括議題とし、質疑を行います。

この際、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の政令委任事項について、政府当局より説明をいたした旨の申し出がありますので、これを許します。法貴原力局長。

○法貴説明員 それでは、放射線医学総合研究所の政令の説明をいたします。お手元に配付資料がございますが、この政令は二条からなっております。非常に簡単な政令でございますから、口頭で申し上げても御理解いただけるかと思ひます。

第一条は場所を定めまして、もので「放射線医学総合研究所は、茨城県に置く」ということでございます。第二条は「放射線医学総合研究所の内部組織は、総理府令で定める」ということ

で、この二条からなっております。「茨城県に置く」と簡単に書いてございまして、大体の予定地は東海村の原子力研究所に隣接した国有地約五万六千坪を予定しております。目下種種事務的な折衝段階にございます。この場所の選定につきましては、原子力委員会の諮問機関として放射線医学総合研究所の設立準備委員会というのを設けまして、そこでいろいろ学識経験者等にも御検討いただきまして、立地条件、それから原子力研究所との関連等をいろいろ考えまして、近接した東海村の国有地に場所を選定することが一番適切であるという結論に達した次第でございます。なお、これが確定的な段階に達しました場合には、国会承認事項でございますので、あらためて国会の承認を求める予定にしております。

それから、第二条の内部組織でございますが、これを簡単に御説明いたしますと、放射線医学総合研究所の業務といたしましては、本年度は定員も四十人のことでございますので、万般のことを一時に始めるといふわけに参りませんから、さしあたりのところは、施設の整備、放射線の人体に対する障害の予防等に関する基礎研究、放射能による環境汚染の調査研究というような項目に止まりまして、大事な基礎研究から始めていきたいというように考えております。しかしながら、それだけの仕事を行いますのには、どうしてもある程度の研究部を置かないと事業

が進みませんので、目下のところはまだ確定的ではございませんが、これもお手元に配付してあるはずでございますけれども、放射線医学総合研究所組織規則という総理府令を一応事務当局としては用意してございます。それによりまして、六部をさしあたり置きたいという趣旨でございます。それは、管理部、物理研究部、化学研究部、生物研究部、障害基礎研究部、環境衛生研究部という六部をさしあたり設けまして、研究をなるべく早急に進めたい。なお、定員四十人は、設立当初でありまして、事務関係に相当充たなければならぬため、大体半々くらいのワケで事務と研究とに分けざるを得ないということになりますので、研究の方はだいぶやりづらいいでありますけれども、できるだけ努力いたしまして、初年度におきまして成果をあげるようにしたいと考えております。各部のこまかい業務内容につきましては、御質問がございましては御説明いたしますが、お手元にある総理府令に一応業務内容が書いてございまして、これをあらためていただければ御了解いただけるのではないかと考えております。大へん簡単でございますが、政令並びに総理府令の概略について御説明申し上げます。

○菅野委員長 質疑は、通告に従ひましてこれを許します。小平久雄君。

○小平(久)委員 私は日本科学技術情報センター法案に關しまして、若干お尋ねしたいと思ふのであります。

まず、私は国会図書館側にお尋ねしたいのですが、国会図書館にいたしましても、従来科学技術に關するものもろの資料等を相当収集されておるのでないかと思ふのであります。その収集の状況なり、また科学技術関係の資料にどのくらいの予算を従来使っておるか、そういう点を簡単に一つ御説明願ひたい。

○中根国会図書館副館長 ただいまの御質問は、国立国会図書館が従来科学技術関係におきましてどのくらい予算を計上しておるかという御質問でありまして、国立国会図書館におきましては、すでに古く昭和二十七年からこの科学技術関係の資料の充実整備の方向に向つておるのでございまして、これは學術會議その他科学技術関係の各官庁、研究機関の御援助と激励、そしてまた特に国会の御高配によりまして、年々相當の予算を計上して、科学技術関係の整備に努めてきたのでございまして、昭和二十七年におきましては、ごく概略の計数を申し上げますと、大体六千九百九十九万の経費をもちまして、この科学技術振興の前段階でありましたPBRレポートの収集等を開始したのであります。昭和二十八年には、引き続きまして、八千九百九十九万を計上いたしております。二十九年度には二千九百九十九万を計上しております。申し落しましたのが、昭和二十八年からはPBRレポートのほかに、原子力関係の資料の充実にも重点を置いてきたのであります。三十年度は千九百九十九万でありまして、これ



来すでに存する国会図書館に付設というか、併設というか、そういう機構として持った方が、いろいろな点からしてより有効に、また経済的にも利用し得るんじゃないかというふうにも考えるのであります。この際、この科学技術情報センターを独立して設けなければならぬという根拠はどこにおありなんでしょうか。

○秋田政府委員 お答えいたします。

図書館におきましては、やはり資料あるいは文庫の永久保存という点に主眼点が参ろうかと存じます。また比較的長い時間の観点を考慮しておりますが、科学技術の興隆のためには、時々刻々の情報を入手いたしまして、これを単に保存するばかりでなく、的確迅速に収集分類して、この情報を提供するという積極面の活動分野が要求され、これがまた科学技術の振興のために非常に有効ではなからうか、従って、科学技術の振興を企図する観点、並びに科学技術府といたしましてはそういう観点を即しまして、特別の機関を設ける積極的理由が大いにある、こういう機関を設けることこそ科学技術の振興に役立つ、こういう観点を立ちまして、従来類似のまざらわしいとお考えになる国家機関もあるのごさいます。特にかような機関を設ける必要を痛感し、またそうしたいと思うのでございします。

○小平(久)委員 今、政務次官の御説明の中に、積極的な情報活動ということがありましたが、その必要性はわれわれも十分これは認識しておるわけなんです。しかしながら、それは独立した機関にしなければいけないという性

格のものでもなからうと考えるわけですか。この点どうですか。人員を充実するとか、その他必要な手段を講ずることによって、この科学技術センターがこなしているような活動というものは、国会図書館としてはできかねるものですか。

○中根国会図書館副館長 ただいまの御質問の点、なかなかむずかしい点でございますが、ただ先ほどの御答弁に對しまして、われわれ異存の点がございします。図書館はもちろん収集いたしました資料を永久に保存いたしまして、国立国会図書館は可能なる一切の資料を収集する、同時にこれを永久に保存する、これは確かに国立国会図書館のみならず図書館の使命でありま

す。しかし、図書館は、もちろん国立を含めまして、保存一点張りのものではないのです。あるいは戦前の図書館あるいはヨーロッパ大陸の図書館にはそういうことを使命とする図書館もございしますが、今日の近代図書館は、むしろ利用の面に重点があるのでございまして、保存と同時に利用せしめる、しかも保存と利用は矛盾する概念でございしますが、これを調整して、保存を保障しつつ利用に重点を置くというところが、近代図書館の使命なのであります。国会図書館がゆえに利用の面に事欠けるということではございせん。ただし、この法案において、科学技術情報センターがどういう構成をされるか私は知らないのですが、とにかく近代図書館は利用の面に非常に重点がかかっている、保存一点張りのものではないということだけを申し上げておまします。

○秋田政府委員 国会図書館側のお考えとの間に多少分離の傾向があるようにお考えになるかもしれませんが、私もともいたしまして、国会図書館が必ずしも保存だけの職務だとは考えておりません。もちろん利用方面の積極面についても近代的図書館の任務があり、その分野に活動されるということも大いに認めておりますが、何と申しましても国会図書館の範囲は広いので、われわれは科学技術の振興の一点にしばりまして、積極的にこの面を振興したいという観点から申し上げますと、互いに相背馳するものではない、相協力しながらも、科学技術振興のためには、特にこういう科学技術情報センターなる機関を設けることが、相寄り相助けてわれわれの職務の目的を達するゆえんである。欧米におきましてもこういう二つの機関の分離と併立が現実に見られるのでありまして、その点から考えても、その必要が痛感される、こう考えておる次第であります。

○小平(久)委員 ただいま両者の御意見を承わったのでありますが、私個人の考え方からすると、どうも国会図書館に科学技術情報センターというものを付設してやる方が、より図書館との関係も有機的にいき、この法案がねらうところの目的も十分達し得るのではないかと気がするのであります。この点は意見になりますからこれ以上申し上げません。しかれば、このセンターができた場合において、実際の仕事の面であらうなふに両者の調節、この法案の中にも、極力国会図書館を活用せよとかいう規定もあるよう

であります。先般も実は科学技術審議会の情報部会長である中原延平さんの意見を当委員会でも聞いたわけですが、その際もその点を私が尋ねたところろが、まあその辺は一つ役所間でうまくやってもたらしたということであつて、この情報部会としてもあまり突っ込んだ話がなかったという御回答であつたのであります。が、今後の運営について両者間でずいぶん何らかの話し合いができておるのかどうか。またできていないとすれば、それぞれ今後どういう方向にお互いが協力してやっていくこととなさるのか、両者から承わりたいと思ひます。

○秋田政府委員 詳細については事務局当局から御答弁させていただきますが、大体科学技術に関するごく専門的なものであります。またスピードの面で迅速に利用される必要がある、あるいは常に備えておかねばならないというふうなものは、その蔵書に御依頼をしよう、こういう考えでおります。従つて、重複を避け、足らざるを互いに補ひ、専門的な分野に重点を置いて、この科学技術情報センターは設備をし、収録を続け、それに対する情報の伝達を大いに期したい、こういうふうな考えでおります。詳細については事務局当局から答弁いたします。

○三輪政府委員 ただいま政務次官から御答弁がありました通り、情報センターが購入いたします資料といたしましては、どうしても国会図書館のものを借りてやつたのでは間に合わないというスピードを要する資料、そのほかしよっちゅう使ひまする資料、これは

一々図書館から借りてきておくというわけにも参らぬと思ひますので、そういうふうなひんぱんに使われるような資料につきましましては、情報センターは購入いたしますけれども、ときたま扱うというふうな資料につきましましては、できる範囲におきまして図書館のものを借りするなり、あちらへ行つて見せてもらう、あるいは複写するというふうにお願ひをしたいと思います。業務の点につきましましては、情報部会を開催した場合でも、図書館から傍聴に来ていただいたり、あるいはその後法案を作る場合におきまして、私どもの案をお示しいたしまして、図書館側の御意向を十分反映させるよう、二十四条に、「情報センターは、その業務を行うに際しては、できる限り、国立国会図書館その他の関係機関の文献及び資料の利用を図る」というふうになつてございします。これは図書館の金泰館長の御了承も得まして、これでよい、ただし、これだけではまだ不徹底でありますので、実際業務をやる場合においては、お互いに覚書を交換いたして、ダブらないようにはっきり業務の遂行をやりたいということになつております。こまかい打ち合せはまだまだやっておりますけれども、法案が通り次第、具体的に打ち合せに入りたいと思ひます。要するに、センターは国家機関ではございせん、法人という形でありまして、こういう情報をできるだけ早く、しかも安く、民間あるいは関係機関に提供するというのが本務でございします。で、センターといたしましては、なるべく余分な資料は買いたくない、できるだけ図書館なりあるいは関係機関

が持つておる資料を利用させてもらいたい。センターの方からいいますれば、不自由でない利用ができるようにしていただきたいというふうにも考えておるので、その点は今後図書館とも十分連絡を密にいたしまして、情報を連絡いたしながら、科学技術振興のためにその目的がらうに達せられるように協力し、相助け合つてこの仕事をやっていきたいと思つております。

○中根国会図書館副館長 立案の過程におきまして、科学技術庁の関係とわれわれの関係との間におきまして、随時いろいろ話し合いが行われたことにつきましては、ただいまお話の通りだったと思つております。そもそこの科学技術情報センターという具体的ものになります前に、すでに昨年の八月二十日でございますが、科学技術情報部会というのがございまして、その第二回の打ち合せにおきまして、国立国会図書館を含む既存のやや似たような機関との調整の問題が論議されたのであります。そのときにおきまして、来たるべき組織と申ししますか、機関と申ししますか、におきまして、そういう既存の業務と重複しないようにするというようなことが論議されておつたわけでありまして。その趣旨が、この具体的法案が起草されますときにむろん連絡し、ただいまのお話にもございまして、国立国会図書館を含む既存の機関の資料を原則的に使う。もちろん科学技術情報センターといつたしまして、それ自身の特殊目的があるわけでありまして、そういう既存の資料を利用したのでは間に合わない、あるいは役に立たないというような場合には、むろんセンター自身

が資料を収集するが、そうでないものについては、たとえば国立国会図書館については、たとえば国立国会図書館の従来の資料あるいは将来収拾する資料を十分活用して、その上に立つて情報提供を行う、こういうことの話し合いが行われたのであります。ただ、私どもその点におきまして一番懸念をしております点の一つは、二十二条の第一項一号で「内外の科学技術情報を収集すること」というのがございまして、この法案におきまして、情報というものの定義については必ずしもありません。科学技術情報の定義はございまして、情報そのものについての定義はございまして、話が少し飛びますが、この情報の提供は、国立国会図書館の組織規定ともいふべき国立国会図書館法には、国立国会図書館の機能としては特に載せてございせんが、これは近代図書館のなすべき機能として自明のものでございまして。現に日本の図書館法というのがございまして、図書館法には、明らかに図書館の任務として情報の提供をあげておるのであります。かりにそういう意味に情報を理解するといたしますと、情報を収集するとは、結局文献その他の資料を基礎として情報を収集することになるものであります。情報の収集すなわち、とまていきますかどうか存じませんが、その大かたの部分におきまして資料の収集を伴うわけでございます。そこで、もし科学技術の情報をこのセンターが独占的に収集するということになりま

す、先ほど来申し上げたような既存の機関のそういう資料を収集するという事項と重複し、もしくは相反発し合いうというような解釈がなされるおそれがあるというので、この点につきまして、特に論議されたのであります。しかし、その点はただいまも御答弁にございまして、既に、既存の国立国会図書館の収集資料あるいは将来国立国会図書館が収集する資料については、センター独自の目的のためにする以外には収集をしないということの話し合いは行われたのでございまして。ただ、法律の規定は、一たび成立をいたしましたのであります。それ自身の解釈を持つことになると、その解釈が、たとえば国立国会図書館の科学技術の資料収集の機能に悪影響を及ぼすとき、第三者の間にはございせんが、第三者の間にはございせんが、第三者のそういう解釈が成り立つおそれがあるというふうな私どもも感じたわけでございます。そこで、いろいろ御相談をしまして、実は情報を収集するが、その基礎になる文献その他の資料については、国立国会図書館その他の機関の資料を使うのだという趣旨を明示したいという意思表示につきまして、科学技術情報の方におかれましていろいろ御考慮になられたい。さっきの御答弁にございまして、二十四条に「情報センターは、その業務を行うに際しては、できる限り、国立国会図書館その他の関係機関の文献及び資料の利用を図るはか、云々、このあるのでございまして。当事者の間におきましては、先ほどの御答弁と同じように、私どももさように解するのであります。問題はこの二十二条第一項第一号の「情報を収集する」ということが、この規定の解釈におきまして、国立国会図書館の科学技術に関する資料の収集について悪影響を及ぼすとき、第三者

的に立ち得るやいなやという点があり、われわれ一番懸念しておることでありまして。その点をちよつとつけ加えて御説明申し上げたわけでございます。

○小平(久)委員 両者の考えは大体わかりました。ただいま御指摘になられたように、情報という意味で、すなわち協力の規定のところには「文献及び資料」というのが掲げてあります。こちらは「情報」と書いてある。あととこのために、情報というものは、一体どういうふうな理解しておくのか、科学技術庁の方からちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○三輪政府委員 情報という定義は非常にむづかしい問題でございまして、実は文部省の設置法にも、外務省の設置法にも、情報という定義がうたつてございせん。従ひまして、今さら情報というものをこの法律でうたう必要はないだろうということになりまして、情報の定義はございせんが、いろいろ外国の書物から文献を見ましても「伝達できる形となつた事実」とか「テーマ、事件に関する知識である。これが情報だ。情報というものは抽象的なもので、これだと言ふことはできない。これはドキュメント・イン・アクション」という一九五六年のアメリカのシェラーの本でございまして、こういうふうな定義しております。従つて、資料なり新聞なりに書いてある内容を指すわけでございます。はっきり情報という定義を言えと申されましても、今申し上げた程度にしか申し上げられないわけでありまして。

○小平(久)委員 その点はこのくらいにいたしまして、次にセンターの運営の方針、これをちよつと承わつておきたいのですが。この法案を一読しますと、特殊法人という関係もありまして、利益があつた場合には、これを分配するような規定もある。実際はなからうというお話もありますが、法人だから一応こういう形をとつたのだ、そう解し得ないこともありませんが、しかし、いやしくも法の中にそういうことがうたつてある以上は、何かその点から考えますと、若干官制的にでも運営をはかる気持もあるのじゃないか。その片りんがうかがわれるわけなんです。おそろくそうではなからうと思ひますが、一体センターというものはどういふ方針なのか、長官の得意のトントン主義でいくのか、そこらのところを一つ聞かせてもらいたいと思ひます。

○秋田政府委員 情報の収集されたものを伝達し、並びに先ほど三輪局長からも申されました通り、ごく廉価な対価をいただく。あるいは依頼に応じまして情報を提供して、これまたなるべく安い対価をいただくということは、当然初めから期待をいたしておりました。が、初年度におきましては、とにかく諸機関との連絡、あるいはその機関内では収入の面においてできないことは、当然予想されるところでございまして。それから将来それがどういふようにならうか、必ずしも確然たる見通しはございせんが、しかし相当の収入は見込んでおりまして、その面からこの機関の運営に役立ちたいと考えております。まず本年度は、御承知の通り、出資金及び補助金を合せて政府から七千万円、民間からは同額を期

たいのですが。この法案を一読しますと、特殊法人という関係もありまして、利益があつた場合には、これを分配するような規定もある。実際はなからうというお話もありますが、法人だから一応こういう形をとつたのだ、そう解し得ないこともありませんが、しかし、いやしくも法の中にそういうことがうたつてある以上は、何かその点から考えますと、若干官制的にでも運営をはかる気持もあるのじゃないか。その片りんがうかがわれるわけなんです。おそろくそうではなからうと思ひますが、一体センターというものはどういふ方針なのか、長官の得意のトントン主義でいくのか、そこらのところを一つ聞かせてもらいたいと思ひます。

待たしてありますが、来年度並びに再来年度——三十三年、三十四年度とも、ほぼ同額ないしはやや増額して九千万円程度の出資、補助を合せての金額を、まず政府から援助しなければならぬ。ここ二、三年については大体そのような見当をつけておる次第でございます。

○小平(久)委員 ちよっと私のお尋ねするところと違うんですが、将来の経営の方針です。この法文から見ると、利益が出たときは総理大臣の承認かなんか得て配分することができるということもあるし、おそらく利益を目当てにやるのではなからうが、一体どういう方針でやるのか。出資の関係は、運営の方針をお伺いしているんです。

○秋田政府委員 お説の通り、三十条の二に「前項の規定による積立を行つた後、なお残余があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對しそれぞれその出資額に應じて配分することができ」と書いてございます通り、残余金の分配を予定しているのでございます。最初のうちには必ずしもこうはとも期待できません。そこで初年度及び二年度、三年度は、ただいま申し上げた通り、政府からの持ち出しがあろうというところをつけ加えて申し上げた次第でございます。

○小平(久)委員 どうも今の政務次官の答弁は、少くもわれわれの気持ちにはちよっと反すると思うですね。最初のうちはどうも利益を分配することは期待できません。これは逆に意地悪く解すれば、将来は大いに期待している、それも解せる。しかし、われわれの感覚

からいえば、こういう機関は、将来とも利益の分配なんてけちなことを言わないで、大いに充実してやるべきじゃないか、こういう感じがするのです。が、その辺いかがですか。

○秋田政府委員 大いに国家の財政資金で援助をするくらいは考えていくべきであるというお考えでございます。が、われわれとしては、できるだけそれが収支相償うように努力すべきであるという考え方を根本に持っております。しかし、ただいま小平先生がおっしゃったように、必ずしも期待通りにはいかないかもしれない。そこで、初年度及び次々と三年度くらいは、政府から相当の援助をしていくということを考えている、こういう点でございます。

○小平(久)委員 どうもポイントが合わないですがね。私はコモーション・ベースで合うようにやれと言っているわけじゃないのです。逆に、むしろ政府なりあるいはこれを利用するような民間なりが相当の犠牲を払って、むしろこのセンター自身を充実させていくようにやったらいいじゃないか。この法案から見ると、利益の分配ということもたつてある。ましてや政務次官が三十二、三年度までは期待できないかもしれないが、将来は大いに分配でも期待するがごとき説明をされることは、どうもわれわれから言えは、はなはだ不審にたえないのですが、どうですか。

○秋田政府委員 小平先生のような御趣旨によって大体やっていきたい、こう思っております。

○小平(久)委員 先般、中原さんの御意見を聞いていますと、このセンターの

やる仕事が中小企業に非常に役立つであらうというようなお話もあつたわけなんです。そこで、当局として何かそういう面でどんな活動しようとなさっているのか、それを一つ。

○三輪政府委員 中原参考人がこの間御答弁なさいましたのは、中小企業が利益を受ける面が多いであらうということをおっしゃられたと覚えております。情報センターは、目的にも書いてありますように、わが国の科学技術の振興に寄与するというのが目的でございますので、情報を提供いたします。対象は、中小企業といわず、大企業といわず、あるいは試験研究機関といわず、また国家機関といわず、あらゆる面に提供すべきでありまして、その内容につきましても、なるべく外国の新しいニュースを早く提供したいというふうな考えをしておりますので、対象を中小企業に重点を置くとか、大企業に置くとか、あるいは国家機関に置くとかいうことは考えておりません。少くとも日本の科学技術を振興させるために必要な情報というものは、ほとんど収集していきたい。従いまして、たとえそれが中小企業のように文獻活動のできないところではよいにその恩沢があるというところはあり得ると思っております。あるいは大企業のためにだけやるという考えは毛頭ございません。広くあらゆる面に利用、活用させたいという考えでございます。

○赤澤委員 今の小平委員の質問に關連するのですが、二十二条の三に「内外の科学技術情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて提供すること」となっておりますが、定期的にという意味は、情報を取録したものを何か一定の人に流されるという意味ですか。

○三輪政府委員 定期的にという意味は、月に二回速報を出します。それから情報センターが完備いたしますにつれて、その中で最も興味のある問題、あるいは今後発展していくような問題をダイジェストしまして、そのダイジェストを月に一回発行する。速報とダイジェストというものが定期的に提供する情報ということになるわけでありませう。

○赤澤委員 その速報とダイジェストを迅速に流されるということはけっこうですが、それはどの範囲に流されるのですか。

○三輪政府委員 これは部門を、科学とか機械とか原子力とかいうように十部門に分けてまして、その部門ごとに編集をいたします。それで、その編集の対象になりますのは、現在では主として外国の最も関連のある雑誌から、速報の方はインデックスというものを相対的に出した、これは部門ごとによる。ダイジェストはそういうインデックスの中で必要なもの、入り用なものについてダイジェストする。従いましてこの対象は、一部門につきまして、たとえば科学なら科学について約一千七百部くらいは作りたい。この一千七百部という根拠は現在「科学総覧」とか「鉄鋼総覧」というようなものの売れ行きを見ましても大体二千部前後といふことですから、当然一千七百部くらいは販売ができるであらうというふうに考えております。

○赤澤委員 それは非常に消極的な御意見であります。小平委員が言われ

たことは、これは中小企業面にだけだのプラスになるかという意味であつたらうと思ひます。これは大企業にとつては非常にけつこうなことだと思ひます。これは特殊法人ですから、どうせ大きな産業からは相当額を出資しまして、これを高度に利用するし、また利用させることはけっこうだと思ひますが、われわれが期待することは、こういうものが多くの負担にならないで、相当国内の各種産業にわたって広く利用されるという道を開くことが大事じゃないかと思ひます。千七百部に限定して、大体そこまでいけばいいがといったような意気込みではまずいんじゃないでしょうか。

○三輪政府委員 千七百部と申しますのは、一分野で千七百部ですから、一カ月に二回出ますからその倍になる。これが十部門ありますからその十倍になります。ですから、全体からいへば相当の数になります。従いまして、中小企業の利用面についていろいろ御心配をいただいておりますが、値段におきましては、速報の方は、毎月二冊ずつで年間三千六百円、ダイジェストの方は二千四百円、両方をとりましても合計年に六千円といういろいろな情報が入る。これは人間一人を雇つても八千円でございますし、今一人ではそんな研究はできませんから、中小企業が六千円出すのは痛いという面もございませうが、しかし、その程度のものであれば、これは相当小さい企業としても利用できるであらうというふうに考えております。

○赤澤委員 これは広く利用してもらつてこそ初めて情報センターができた意味があると思ひます。それで、

これはおのおの問題について深く掘り下げて、情報を提供したいという場合には、やはりそれ相応な対価を求められるわけですね。その基準はどうなんですか。

○三輪政府委員 こういう情報がほしいという依頼がございました場合に、それをセンターで調査しまして提供する場合の値段は、これはそれに費やした時間から割り出して定価をきめたいと思っております。ただ、今私どもの頭の中にありますのは、大体二千万程度から、非常に時間のかかるむずかしい問題は一千万程度くらいにしたらどうか、外国の例もございまして、まだはつきりきめておりませんので、まだ大体考え方はさようでございます。

○赤澤委員 第三号で、たとえば一つの業者が自分の産業部門の情報について、限定をして、特定の情報を常に流してもらいたいというような、契約といえはおかしいが、申し入れはできるわけですか。

○三輪政府委員 まだ業務の具体的な問題については、理事長その他が内定した上、あるいは設立委員会が設立された上で、こまかい問題についてはいろいろ検討したいと思つて、現在その問題を取り上げるかどうかということについては、検討中でございます。

○赤澤委員 新しい発明と言わぬまでも、科学技術の向上ができていても、えてして大企業などが持っている研究系などでは、パテントをとるといふ関係もあって、秘密にして漏らさないものですが、ことにそういったことについてどの程度研究が進行しているかといったことを知りたい面が多々あるわけです。外国のものは、立ち入って、

そういうことについて調べることはなかなか困難だと思つて、内外とあるのですから、国内の方は、大企業の面でのいろいろ研究所を持つてやっておられる状況などについては、相当立ち入ったことでも、調査して情報を提供してもらふことはできるわけですね。

○三輪政府委員 その会社の秘密等に関する情報を情報センターがとつて、それを流すかという問題については、これは非常に考慮しなければならぬ問題であらうかと存じます。情報センターがどの程度の価値のある情報を取り得るかという問題については、私も会社の秘密を探るというところまで行つてはいかぬだろう、また行けないだろうというふうな考慮しております。従つて、そういう特殊機関である情報センターが吸収できる範囲内において、できるだけ新しいものをとつて交流させていく。これだけでも非常に役に立ちますが、それすら、現在では各企業相互間にできておりません。今申し上げましたような内閣の情報相互に交流する程度でも、十分国内の情報活動としては効果が上がるだろうと考えております。

○赤澤委員 さっきも言ったように、これを完備なまでに利用するのは大企業、大産業であると思つて、結局、こゝあたりが相当有力な出資者になると思つたが、さういふ方面に対して、特に継続的に、好意的に有利な情報を提供するようなことは起りませんか。

○三輪政府委員 出資者に対してどういふ便宜を与えるかという点につきましては、この法律をこらんになりまして、出資者には全然便宜を与えてお

りません。たとえば、割引をするとか、あるいは閲覧を有利にさせるとか、特に出資者に対して必要な情報を流してやる、とかいふようなことは、全然考えておりません。これは公共の性格を持つておる特殊法人である情報センター、当然国の資金も出ておりますから、これは出資をしようにするが、広く産業に寄与するようにやるのが当然だろうと思つております。

○赤澤委員 そうあるべきですけれども、えてしてさういふ特定の産業に利用されがちになるのじゃないか。利用されても必ずしも悪いとは言いませんけれども、こういう情報センターが公的な機関としてできるからには、やはりさういふ国内技術の進歩というものは、国内全般に均霑させるのが建前です。それから、さういふ点は十分配慮をしていただきたいと思います。

それから、さっき近代図書館のあり方についての御説明があったのですが、リファレンス業務というものが最近非常に活発になつてきている。われわれも大へん便益を受けているわけなんです。やはり図書館と情報センターとの混同ができません。それと、二十四条ですか、「緊密に協力しなければならぬ」とありますけれども、セクショナリズムというものが随所に起るので、ギャップが起る危険性があるのではないかとさういふに考へるのです。図書館側から承わりのいのですが、外国にさういふものができておるわけですが、うまくいっておりますか。

○中根国会図書館副館長 ただいまの御質問でございますが、図書館と情報センターの方の情報の提供というものは、つきまして、私必ずしも詳しく存じませんが、図書館におきましても、近代図書館、ことに科学技術図書館、それも単なる教育科学的な図書館でなしに、一國の科学技術のレベルを上げるという近代的な科学技術図書館は、諸外国にもたくさんあります。さういふところにおきましては、むしろ相当手の込んだリファレンスをやっております。その点におきましては、リファレンスに対する回答と、この科学技術情報センター法案にいう科学技術情報の提供とは、似たものになると思つます。さういふ近代的な科学技術図書館の特徴は、従来の図書館よりも一そ

うの込んだ道具を使うのであります。御承知のように、科学技術の場合には、大体逐次、刊行物、報告書の類、あるいはパテント関係の資料——本といふのは、まさしく古人の言つた糟粕みたいなものでありまして、日進月歩の報告の載つておる資料、つまり科学技術図書館の使う資料というものは実に多いのであります。科学技術関係の、たとえば専門の定期刊行物だけとりましても、世界には五万以上出ておる、もうすでにこれだけは載つておるわけでありまして、さういふ資料の中から必要な記事を拾うわけでありまして、それには、さういふ定期刊行物等に出ております一切の事項につきましのインデックスをとる。さらにそのインデックスを探し出して、その報告書なり論文をたねんに頭からしりて、さらに、その内容を省略して書くのじゃないに、その報告書なり論文なりを、それと同じものを短かく表現を

する、つまりアブストラクトしたようなものを作る。さういふように、インデックスング・アブストラクティングというようない道具を整へておることによりまして、こまかいリファレンスに対する回答をしておるわけでありまして、さういふ科学技術の図書館は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、さういふ国にはたくさんございます。ただ、日本の現状におきまして、たとえば国立国会図書館の現状におきましては、まだそこまで行つておりません。科学技術図書館を真に運営するためには、さういふ手のかかる資料の網羅的の充実と同時に、その資料をこなしていく、つまりインデックスングを作り、アブストラクティングを作り、さらに、たとえば、今日科学技術の文献は、必ずしも英、米、独、仏というふうに限られないで、相当難解な国語の国からも出るわけでございますが、さういふものにつきましては、さらにそれを翻訳するといふような操作が入るわけでありまして、さういふ意味におきまして、欧米の先進科学技術図書館におきましては、すでにさういふ充実した運営をやつておる事例はたくさんございます。

○菅野委員長 赤澤委員に御注意いたしますが、小委員の質問に関連した質問に限定して下さい。

○赤澤委員 ええ、もうこれだけで終ります。どうもこれはダブるんじゃないかといふような印象を受けるわけですが、ダブつてゐるのかないかといふことは、要するに調査を依頼する情報について、国会図書館と情報センターと、両方に出してみれば結果がわかるということになるわけなんですが、どう

です、自然科学というものは非常に分野が広いのだが、結局、国会図書館の方に出した場合、それがそのまま、係が違ふというので、情報センターの方にお出しになるのか、あるいは国会図書館自体でこれを調査なさるのですか、どういふことですか。

○中根国会図書館副館長 必ずかしこ御質問でございます。リファレンスという図書館の機能の発達は、戦中、戦後にかけてまして、よい早い速度で進歩しております。そこで、国立国会図書館におきまして、もし科学技術の事項についてリファレンスがありまして、国立国会図書館の資料によりまして御回答申し上げるばかりでなしに、これも近代図書館の特徴であります。リファレンスすることになるわけでありまして、そういうものとの協力のもとにおいて、あるリファレンスに対しては、できるだけ完全な回答がなされております。

○小平(久)委員 先ほどの私の質問とも関連しておるのですが、こういった使命を帯びた機関が特殊法人という組織であるということが、どうもまだ私は不徹底のような気がするのです。また、法人なら法人としての立場から考へると、これまたこの法案は不徹底にできているのではないかと。年々出資者を募るとして、これはどういふ方面から出資を仰ぐのか。この法案を見ると、出資者というものは、先ほどの御説明の通り、何ら特典もないようで、発言の機会も全然ない。たとえば、石油資源の開発会社というふうなものも特殊法人ですが、どうも使命が若干センターとは違ふので、むしろこのセ

ンターならば、私は財団法人か何かにしておいた方が、使命を果すのによりすっきりした形じゃないかと思うのです。そういう組織の点で研究なさったことがありますが、出資という方が金が出しにくいというので、特殊法人というふうな格好をとったのかどうか。ましてや、利益を分けることを期待しているかのごとき条文があるということ、何かすっきりしない組織のような感じがするのですが、これはどういふことですか。

○三輪政府委員 特殊法人としての性格がおかしいというお話ですが、本来ならば、このような機関は諸外国においても国家機関のものが多くありまして、しかしながら、日本の現状において、全部国が金を出して情報センターを作るということとは、国家財政上から見てどうも困難であると思ひます。この中で、国家機関の性格を持った特殊法人の情報センターを作るについて、金の足りない面を民間から援助してやろうということになりまして、こういう、性格といたしましては国家機関に近い性格である特殊法人という形をとったわけでありまして、それから、出資者が何れも利益がない、あるいはものを言う場がないのはどうかというお話ですが、これは七条の定款を規定する場合に、第五号の「役員及び会議に関する事項」という会議に関する事項」というところで、将来出資者を集めていろいろ意見を聞くというふうな、あるいはそういうものに類した会議を持ち得る。ここに書いてあります会議というものは、そういうものを含めて「会議に関する事項」というたつてございますので、全然出資者に対して

て発言する場がないというわけではございません。

○小平(久)委員 どういうところから金は出ますのですか。

○三輪政府委員 金は、先般経団連の石坂会長からセンターの設立要望書が出ておりますが、その中に、物心ともにセンターに対しては応援するということがございまして、経団連を中心とした産業界から金を出す。ただ、具体的にどの会社は幾らということとはきまっております。

○小平(久)委員 私は、この表面から見ると、出資者に何らの発言の機会もないというふうにとつたのですが、今の説明でその点はわかりました。わかりました。そういうことになると、また逆の憂いも出てくる。先ほどの赤澤君の質問の通り、特定の出資者があつて、それらの発言が大いに強力だということになると、今度はその特定の出資者のために、このセンターというものがむしろ重点的に利用されがちになるという弊害が起る心配がある。そういう点で、どうもこの法人という形が適当ではないのではないかと。これを、私は先ほどから申し上げているわけですが、それは小さいことといえども、登録税の免除のことがあつたのですが、一般の法人のように所得税か何かがかかってくるのですか。

○三輪政府委員 情報センターが将来利益を上げたということになれば、当然これは所得税がかかると思ひます。これは折衝いたしました。利益があれば所得税は納めざるを得ないのではないかと思ひます。

○小平(久)委員 だいぶ長くなりまして、これからこのくらいでやめますが、要するに、私の感じからすると、どうも国会図書館とダブる面があるのじゃないか、その調節をよほどうまくやつてもらわないことには、少い国の予算をダブって使うというふうなむだが起るのじゃないかというふうな気がするのです。特に科学技術庁は、科学技術庁設置法の中にも、科学技術に関する予算を調整するのだというのをうたつておつたような気がするが、みづからのために、それを有効に使うというのを達し得るような気がするのです。そういう点は、これが通れば一つ大いに留意してもらいたい。また機構としても、組織が、特殊法人といったような徹底しない二またかけたような変な形であることがどうも私は不満足に思ふのですが、これは意見ですからこの程度にとどめておきます。どうか私の質問の中に申し上げたような点を、成立の上は御留意願いたいと思ひます。これで終ります。

○菅野委員長 中崎敏君。もういわれる工業の飛躍的な発展によりまして、わが国もおそまきながらそうした波の動きが相当敏感に感じられるようになって参つたのであります。ことに、国際競争が今後においても漸次激化してくるということも予想されることにおいて、これに対処する一番重要なことは、まず技術を飛躍的に発展させて、各国に立ちおくれのないよう努力すべきものだといふふうに考えられるのであります。ところが、残念なことがわが国の現状は、目ばしいものは

ほとんど外国からの特許あるいはノー・ハウ等のいわゆる技術導入によつてまかなつてゐるような現状で、いわば技術の属國的な感があるものであります。そこで、この状態を一日も早く平常の状態に返して、そして強力な技術水準の向上発展をさすべきものだといふふうに考えておるのであります。その前提としてまずお尋ねしたいのは、外国から技術が導入せられておるところのその現状、たとえば、どういふふうな業種状態において、大体どういふふうな件数において、その条件が大体どういふふうなものであるか、一か年に技術料としてどういふふうなものをどの程度外国へ出しているのか、ここ二、三年來の傾向的な数字を示して御説明願ひたいのであります。

○原田政府委員 技術導入に関しまして簡単に申し上げます。外国技術の導入は、御承知のように昭和二十五年以降行われておりますが、件数で、昭和三十年までの技術導入の模様を申し上げますと、御承知のように、外国為替法による導入でございますが、これが五百十八件でございます。大きな分類で申し上げますと、電気機械の製造関係が百十八件、輸送用器具製造業が四十二件、その他機械製造業が百二十九件、それから金属及び金属製品製造業が四十三件、化学工業関係が百一件、その他さまざまありますが、紡織業、石油製品製造業、ゴム及び皮革製造業、建設業、ガラス及び土石製品製造業、紙パルプ製造業、電気ガス供給業、印刷業等がございまして、そういったものを合せまして五百十八件に及んでおります。対外交払い総額をドルで申し上げますと、

五千九百六万ドルという金額になっております。それから乙種の方でございますが、これは短期の契約でございます。その総件数を申し上げますと、同じく昭和二十五年以降昭和三十年までで総計六百三十二件、分類で申し上げますと、機械関係が百九件、航空関係が十一件、電機関係が四十七件、土木建築関係三十一件、それから採鉱冶金関係が百三十六件、応用化学関係が二百五十件、農学関係六件、林学関係一件、水産関係二件、農薬化学関係が二件、薬学関係六件、その他三十一件計六百三十二件でございます。その総額は円で申し上げますが、四十六億六千四百五十二万三千円になっております。大体そんな状況でございます。

○中崎委員 このほかに無為替のような形において、いわゆるもぐりといえますか、それを含めて日本の蓄積円などを使って、事実上外国の技術料に該当するようなものが支払われておるような例がこれあるのじゃないかと思ふのでありますが、そのおよその実情がわかるかどうかお尋ねしたい。

○原田政府委員 たいだいまのところ、それに関します資料を持ち合せておりませんので……

○中崎委員 たいだいまこの数字においても明らかなく、その件数においてもその金額においても、相当大きな分野を技術導入関係に費しておるというところは、一面の富が外国に出るばかりでなく、勢いそれが幾多の関連性を持って、外国からの機械の輸入などを含めて、相当に付随的なものとして、国外へ出ていくばかりでなく、さらに経済的にもある従属的な関係が自然のうちに生まれてくるということをお

考えてみたときに、国家的な損失といえますか、国家的な被害とでもいいですか、そういうものはわかり知れざるものがあると思ふのであります。そこで、こういうふうな状態がいつまでも続く限りにおいては、日本経済の自立などということは、なかなか望み得ないというふうな考えられるのであります。一体、将来を含めて、こうしたような傾向をいかにして払拭していくというか、できるだけ少くして、日本経済の真の自立の上の基本的問題を解決しようとするのか、お尋ねしたいのであります。

○秋田政府委員 お説ごもっともでございます。外国技術導入のために貴重な外貨を費しておる、この点は改めなければならぬ。またそれがためにこの科学技術庁の設置があったと申してもあえて過言でないと思ふのであります。科学技術庁の施策全部を通じて、国内における新しい技術の開発あるいは研究の促進をはかり、しかりしてどうしても得ない点はやむを得ず外国の優秀な特許その他の技術を導入する。両々相持って日本の科学技術の振興をはかりたい、この点に科学技術庁の諸施策を集中したい、全機能をも動員したい、のみならず、わが国の科学技術の学界的力、産業界的力も有効に動くように要請したいと考えておる次第であります。

○中崎委員 こうした問題は、大きなところの国策に関する根本問題であると考えておるのであります。従いまして、閣議においても真剣にこの問題と取っ組んで、日本の工業の将来を一体どうするかという問題は、ほんとうに真剣に取り上げてもらいたいと思ふ

のです。たとえば、予算のごときも、あるいは技術者を扱う場合においても、どうしても行政方面の役人、いわゆる行政官が有利である、技術官がややもすれば軽く見られるという長い間の伝統といえますか、日本の官界におけるところの一つの悪弊があるのであります。最近多少緩和されつつあるような気もするのですが、全般的に見て、この根強い悪弊というものはまだなかなか打開されない。そうした問題を含めて根本的にこの問題を考えたい、予算の問題についても、ほんのわずかなばかりのものを差し惜しんで、この問題と真剣に取っ組んでほしい。この問題と真剣に取っ組んでほしい。この問題と真剣に取っ組んでほしい。

さて、具体的な問題に入っていきますと、現在国営または公共団体等の公営の研究機関などは、ややもすれば遊離した存在となつておつて、実際の工業の進歩あるいは民間とのつながりなどの面においても非常に間接的な、いわば高見の見物みたいな、雲の上の存在みたいな形になつておるわけです。これは一体外国との連絡をいかにとっていくのか。大学の場合においても、

最近はやや実際の各民間の会社との研究連絡などもとれるような風向に進んでおるようでありませうけれども、これとて、街頭に進出して、ほんとうに一緒に取っ組んで、この国家的重要な使命に進んでいくんだという心がまえ、態勢ができていないように思ふのであります。この点もどういうふうに考えておられるか、お尋ねしたいのです。

○秋田政府委員 前段のお話でございますが、大臣が参議院における予算質疑のためここに御出席できませんで、直接にお答えできないことを遺憾といたします。御了承を願いたいと存じます。まことに不敏ではございませうが、御趣旨ごもっともで、私も今、中崎先生お説のようなことの實現に向つて、微力ながら尽力をいたすつもりであります。また多少努力をいたしておるつもりでございます。科学振興に御熱心なこの委員会の諸先生、有志の国会議員の方々といろいろ連絡もいたし、たいだいまお話のような点に留意いたしまして、科学振興を期する基本法の制定等も実は内々考慮いたしておる次第であります。そこにおきまして、これは早過ぎますけれども、一言簡単にわれわれの考え方の一端を御披露申し上げますと、予算獲得等の点につきましても、個々ばらばらの努力を従来のように重ねるのではなくて、この点については一工夫をして、科学技術振興に関する関係会議というふうな特別の会議を設けて、しかもそれを法制化したしまして、御希望のような点に有効適切な手を打つたらどうであらうかというような点も考慮いたしておる次第でございます。

なお、後段の国立並びに公立の研究機関の機能を發揮せしめようという点につきましても、全く同感でございます。三十一年度は、国立の研究機関の實際をまず調査いたしまして、ほぼ概貌を事務当局として把握しておるのではないかと思つております。なお、引き続き国立試験研究機関等の實際を把握いたします。まず何といつても實際を把握することが先決要件でございますから、この把握を完了いたしました上において、的確な具体的な施策の方針を立てたい、かように考えております。たいだいまの段階では大体きような段階でございます。また十分皆様の御満足を得るに至っておりませんが、時間を加していただきまして、順序を追うて的確に所期の目的を果すことといたしたい、こう考えておる次第であります。

○中崎委員 大体次官のお話で一応の心境といえますか、決意のほどはわかりましたから、時間の関係でさらに進みたいと思ひます。今のことは単に国立もしくは公立というふうな研究機関ばかりでなく、さらにこれはたとえば科学研究所のごとき半官半民の、政府が出資して相当の補助金を出しておる機関についても言えるのじゃないか。ただ、世間の方では利休酒といひますか、あの程度のものがものになつておるといふ程度で、もう一步実際の今日に即したような、そういう技術の指導研究あるいは実施の面において、民間と十分な連絡を持ちながらやっていたきたいと思ふのであります。ややも

すれば独立採算というような形で、それに追われるあまりに、消極的になつて、ほんとうに技術を国家に提供し、サービスする、こういう面においての実際の効果が上つていないのじゃないかというふうにも考えられますので、この点もあわせて十分に検討をされる必要があるのではないかと思うのであります。

さて、技術の問題をさらに進めるのであります。たとえば、外国からの技術導入の場合においても、大資本のような場合は非常に外国との技術の話し合いも進めいいし、あるいは導入しても、その資金、信用、組織等の点において非常にやりやすいから、ほとんど大部分がそういうふうな形でやるのでありますけれども、中小企業の場合においては、信用、資金も、さらにこれをこなすところの技術なども概して低いために、この技術導入の面においても大して実際の効果は上つていないのじゃないかと思うのであります。その実情と、そして今後一体こうしたような問題をどうしようとしておるのか、政府の考え方を聞きしたいのであります。

○秋田政府委員 中小企業の振興の問題は、あらゆる場合に論ぜられ、また非常に古くから論ぜられて、古くしてかつまた常に新しい問題で、的確な一つの具体的な方策の頓服的な妙案がないので、お互いに苦しんでおる実情でございます。現内閣といたしましては、本年度の予算等におきまして、通産関係等において中小企業の機械の更新あるいは資金の導入等につきましても、十分満足にはいかないのでございますが、それぞれ諸施策を新たに

進めておる点は、中崎委員も御承知のとおりでございます。科学技術庁といたしまして、科学技術振興に関する予算の調整というような機能をも持つておりますので、こういう点を通じまして、今後中小企業の振興並びに新技術の開発公団等の設立等についても、明年度の予算にはぜひこれが実現方を期することによりまして、諸施策を通じて、中小企業の面にも新しい優秀な内外の技術導入が可能なるようにはかつて参りたいと考えております。

○中崎委員 技術の発達向上をせしめるためには、ことに近代のごとき高度な設備と技術と組織が必要な時代においては、まず第一に、一般の技術水準が向上をするというようなことが必要であると同時に、直接、間接これに関連するところの技術が向上し、同時に、そのものずばりの技術が向上しなければならぬ。これらが全体一体となって初めてそうした技術が近代化していくのではないかと、このように考えるのであります。そうした面において十分に一つの配意をはかられ、総合的な国の技術水準を引き上げるといふようなことに特別の御配慮をされるべきだといふふうに考えておるのであります。その一つの方法として、まず情報の収集並びに適切な情報の提供ということについてこの法案の提出の意義は一進歩であるといふふうに考えるのであります。これはほんの施策の一部分にすぎないのでありまして、こうしたような事柄が次から次へと総合的に強力に取り上げられて、初めてその使命が達せられると思うのです。そこで私がお尋ねしたいのは、先進国の場合においては、コンサルタント・エンジニアと

いいですか、エンジニア・コンサルタントといふですか、こうしたような制度がありまして、相当強力に、技術情報の提供は、もちろん、具体的実施の設備等の相談あるいはさらに今度はその相当専門的な信頼の置けるような機構があつて、中小企業者はもちろん、大きい業者もこれに相当信頼を置いて活用されておるといふのであります。一体日本ではこうしたような問題をどういふふうにかつておられるのか、将来これをどういふふうにしよとするとするかをお伺いしたいのであります。

○秋田政府委員 技術士法と申しますか、産業技術士法と申しますか、公認技術士法と申しますか、名称がいろいろに取りざたされ、またわれわれとしてもいろいろの考慮をいたしておりますが、とにかくたゞいま中崎先生からお話のようないくつかの疑問を動める技術士の存在が必要であると同時に、これを法的に明記いたしておいて、その制度を確立することが、わが国の大企業はもちろんのこと、ことに中小企業の振興発展のために必要であるといふことをわれわれも考えております。近く技術士法案なるものを国会に提案いたしまして、皆様の御審議、御協賛を願ひたいと考えておるつもりであります。て、おそろしくこの法案はきょうの事務次官会議にかけられまして、大体事務次官会議で承認をされ、順を追うて皆様の御協賛を得べく御審議の日程に上る、こう考えております。

で、すみやかにこれが内容を具体化して、そして国会に御提案されるように希望しておるのであります。さて、近代的な工業においては、技術者が相当専門的であつて、しかもその数がたくさんなければ、どうしても時局の要請にたえられないといふふうにかつておられるのであります。たとえば、イギリスにしても、アメリカにしても、あるいはソ連にしても、非常に立ちおられていて、その中国にしても、技術者の養成、単科大学も総合大学も非常に工業方面に重点を置いて、そういう養成には非常に身を入れておるのであります。日本においては、ややもすれば法文系統の方面に重点を置き過ぎ、技術方面が今までは軽視されてきた。それが今になって急にあつて、技術者がほしい、ほしいと引張りだつた。あるいは大学卒業生の就職の実情を見ても、技術者は引張りだつたのであるにかかわらず、法文系の人は高等遊民のごとくうろついて、職を与えられていない。こういう不自然な姿が日本にある。高等遊民みたいな失業問題が解決しないといふ一つの大きな問題になつておると思うのであります。ふたつ、一体これに対してどういふふうにお考えになつておるか、今後どういふふうにするお考えであるかを尋ねたいのであります。

○秋田政府委員 科学振興のために、科学者を優遇すると申しますか、むしろ文官偏重の従来の弊を改めまして、この際、少くとも技術官文官同位の原則を如実に国家機関の諸制度の現実の中に現わしていかねばならぬといふお説は、全く同感であります。私も就任なお日まだ残いのであり

ますが、いまだ文官偏重の弊が日本の官庁組織の中に残存しておるその根強さに、実は驚いておる一人でございます。微力ではございますが、この弊はどうしても改めて、技術官優位と申しますか、少くとも文官と同位の待遇を与えることが科学技術振興の大きな基礎の一つであるといふことを痛感しております。そういう点につきまして、このたびの公務員の給与改訂、あるいは試験研究所等における管理職の手当の実際等についてや改善の兆が見え、また実際に踏み出されて参つたことは、お互いにまことに同慶の至りにたえませんが、この傾向をさらに推し進めることによりまして、日本の科学技術振興に資さなければならぬといふふうにかつて痛感いたしております。その根本の考え方では諸施策なりいろいろの行政を進めたいと考えております。

○中崎委員 中小企業の場合には特にそうでありまして、百年一日のごとく熟練工のみが羽振りをはかして、これは近代的センスを持ったところの技術者でなければならぬ。そういう技術者でなければならぬ。そういう技術者導入して、工場の技術設備、能率、品質の向上をはかるといふようなことも、まだ十分にされていなのではないかと。そこで、まずそのものとなるのは、大学あるいは高等専門学校を初めとするところの技術者の養成に全力を注ぐと同時に、さらにまた現場について実地の、たとえば普通の高等の短期技術養成等によつて、一人前の技術者になるような素養を与える、あるいは中学校を出たものが工場へ勤めるような場合においても、短期速成の方法において専門的技術の養成をや

る、それに一つの上級学校卒業の資格を与える、言いかえれば、実地の仕事の中に基礎的な技術研究などもあわせて施すことによつて、比較的短期間にその技術者の資格と同時に人材を養成していくというふうな方向に進むべきものであると思ふのであります。

これは今後高等学校あるいは大学の技術系統の学級をふやす、あるいは学校をさらにふやすというふうなことをもやらなければならぬと同時に、実際に、今現に卒業しておる、あるいは近い機会に卒業して就職するというふうなものも含めて、資格を与えると同時に、技術の素養を与えるような方向に進むべきものである、これが時代の要請であると考えておるのであります。

一体これに対して工業技術院ではどういうふうな考えをおられるか、一つお尋ねしたいのであります。

○秋田府委員 科学技術庁といたしまして、一言その点についてお答えいたしたいと存じます。この問題は、お説ごもつともございまして、科学技術庁といたしまして、文部省あるいは経済企画庁、労働省等、関係諸機関、諸方面と連絡をいたしまして、ちようど経済における五カ年計画と即応いたしまして、科学技術振興に關する年次計画を具体的に立つべきものであると考えております。そこで、お説のように、高級の技術者あるいは技能者、熟練工、その他一般の技工等の養成、これを年次別に、長期的あるいは短期的に、日本の産業構造の具体図を描きまして、これに当てはまる技術者の数を予定いたしまして、この需要に満足を与えるためには、どういう学校教育、ことに科学教育をしなければならぬ

か、これに照合させて予算をつけなければならぬ、こういう計画的な、総合的な、具体的な施策がされなければならぬと考えております。その準備を、多少われわれといたしましては現在作業いたしております。原子力等については、この問題が考えられておりました、原子力委員会でも多少考えておりますが、まだ発表の段階に至っておりませんが、中小企業の面にわたりましてこれを具体的に作り上げるということは、言うべくしてはなかなか困難な作業でございまして、われわれはこれをどうしてもなし遂げてみたいと考えておる次第でございまして、御了承願ひたいと存じます。

○中崎委員 この点は、私はこう思うのですが、どうでしょうか。たとえ格を持つのでありますが、それと同時に、中学校を卒業しても、一年なり二年なりの実地教育の中に基礎的教育をやるようなことを相当民間の大きい会社でやっておる。それらに資格を与えていけば、だんだんそういう技術者がふえていく、どこかでそれだけ資格を求めるといふことによつて、従前の熟練工の熟練というふうな、勘だけで仕事をやるようなものも、だんだん自然に近代化されるような道が開けていける、というふうなこともある。言いかえれば、むしろ文科系統の高等遊民をたくさんふやさないで、逆に技術系統の者を、資格のある者と実力者をふやさないかと思ふ。その点もいろいろ研究されて、いずれにしても、さらに飛躍

的にそうした技術者と技能者が必要であるということも言えるのであります。から、この点を一つさらに検討を重ねることを要しておきたいと思ひます。

次に、助成金と減免税の措置の問題であります。これはやはり従来政府にやっておられるのでありますが、大体こうした恩典というものは、ほとんど大企業中心に片寄り過ぎて、中小企業というものは、ほとんど恩典に浴してない。ただ三千万か四千万、この研究助成金をもらう程度が関の山で、ほんとうに最後までこれを工業化して、中小企業が近代的な雰囲気の中に事業を進めていくというふうな態勢がとられてない。ほとんどそうだとおもうように考えるのであります。そこで、これから予算が通れば、今年度もまたこの研究助成金や工業化助成金が出されることになるのでありますが、そうしたような考え方をもう少し今までも広げる。大きな企業というものは、政府から助成金が二千万出たつて問題じゃないのですが、実際は、今は百億だ、二百億だというところの資金を投じて事業をやるようなものに、ほとんど助成金まで出してやつて、一体何の利得があるのか、私たちにはわからない。であるから、こういうことは、むしろ中小企業という類のものを近代化する上において、中小企業対策として、並行的に考えていかれるべきものだと考えるのであります。それと同時に、免税の場合もそうです。たとえば、いろいろ新しい時代に即応して租税特別措置法などが今回改正されて、今、検討されておるようでありまして、その場合においても同じことが言えるのであり

ます。百億も二百億もかけて石油化学などという工業が行われるについて、これはほとんど全部外国の技術を導入して、ほとんど外国の資本がいわゆる事業設備資金の中に入つてくると同時に、外国の技術がそっくり入つてきておる。だから、これには何らの危険もなければ、一つの将来の方向として、は、そういうものが繁昌するということとは明らかに言える。そういう類のものにまでほとんど租税の減免をやる必要があるのかないのか、ほんとうは僕は免税しないでも、はっておいてもこのいう事業はひとりでも興つてくるんじゃないかというふうにも考えるのであります。そうしたことは、電気の場合においても、あるいは石炭の場合においても言えるのでありますが、相当大資本で、もう税金をまけてもらつても、自分自身の力において、時代に即応したところの技術の改善をなし、設備をさらにふやしていきけるというふうなものに対しては、設備の償却などをなるべく短期間にやらせていけばいいのであつて、そうしたような大きな力のあるものに免税などをむきになつて考えなくてもいいのじゃないかと思ふのであります。この点いかがでありますでしょうか。

○秋田府委員 最初の研究助成金と申しますか、補助金、こういうものは大企業にはもう必要ではないのじゃないか、そういうものはむしろ中小企業に回すべきではないかという御意見であつたかと思ひますが、大体私どもも同感でございまして、先ほど申し上げました科学技術振興の基本法と申しますか、促進法と申しますか、こういうものの構想においても、そういう点を考慮いたしております。これは非常に先走つたことを申し上げているので、これが実現するかどうか、客観的情勢はまだ何とも申し上げられませんが、ぜひ御援助をお願いしたい、私どもとしては科学技術振興のためにぜひともやらなければならぬ、こう考えております。そういう基本の点に關しまして、やはり今お話と同じようなことをわれわれは考えておる次第でござい

ます。なお、大企業に対する租税の減免という点については御意見がございまして、たが、國家的な石油の調査の新事業というふうな際に、この出資金に關する減免が行われたように記憶しております。こういう特殊なものはやはり必要ではなからうかと存じておりますが、大体お説ごもつとも、同感であります。そういう趣旨において、今後われわれも立法の根本に當つてそういう考へで行政措置を進めたい、こう考えております。

○中崎委員 実はこうした何百億というふうな、だれもほとんどできないような事業は、大体において将来独断的な傾向を持つものであります。ある期間、市場の開拓等に多少骨の折れることも考えられますけれども、大体において最も利幅のあるような、そしてまた需要のあるような方向を見て、企業家というものは当然にあらゆる研究と検討をしてやるのでありますから、必ずしも租税の減免措置をこうしたものにとらなければならぬとも考えられない。将来は独占的な価格によつて、初めからそれはどの利益は出ないにしても、半年たち、一年たてば、自分の思ふようなところで値段

を持つて、市場をある意味においてコントロールしていくというのが常道なんです。だから、そういうものにまで減免して、特別の利益を与えるというよりも、多数の中小企業者の水準を引き上げる意味において、その新しい技術、危険を伴うというような——中小企業の場合においてはほんとうにこれのるかせるか、つぶれるか起きるかという状況に身をもって追いつかされていくのが実情だから、そういうことをむしろ考慮して、外国から導入してきて、そのままトレースすれば、もうでるようなものに減免の措置をする必要はないんじゃないかということと同時に、あるいは国内的に、そうした外国の技術もなく、一生懸命に努力して、これはおもしろい技術である、日本の国の独特の技術である、あるいは外国の技術に似ているかもしれないが、これは日本の中小企業者が一生懸命苦勞してやったのであるから、これを何とかして具体化してものにすることを、一方、政府の方で力を加してやるというように考え方の上に立つて施策を進めらるべきものというふうに考えるのであります。ことに、たとえば、助成金の場合でも、そうでありまして、一年で三千万円増額をしたとか、五千万円増額をしたというので、それで鬼の首でも取ったような考え方をしているのは間違ひである、むしろどんどん新しい時代に即応するところの技術の奨励助長であるならば、何億、何十億でもいいからこれにかけ、これが大きな将来の日本の経済の基盤になるのだというようにことを、これは大蔵大臣ももちろんもう少しこうした技術方面について再教育する必

要があると思うのであります。与党の方でも大いに再教育をして、技術ということについての高い評価をさせる必要があると思うのであります。そうして、今度は、できたところの金をどんどん今の中小企業を初めとする日本独自の技術の水準向上に向けて、その向上に努力をさるべきものである。これを私は内閣に要望すると同時に、自民党の諸君にも強く要望しておきたいと思うのであります。

時間の関係があるから、私ばかりあまり何してもどうかと思えますから、最後にちょっとお聞しておきたいのであります。それは、技術センターの問題についてであります。国会図書館との競合といいますが、分野の問題についてまだしっくりしないんじゃないか、政府の間にまだ十分な調整がされてないんじゃないかという印象を強く持つものであります。私は元来官僚的な張りというもののについて非常に遺憾に思っているものであります。これはただこの場合に限り、あらゆる場面においてこういう問題が生れてくる。場合によれば、いがみ合いまで強く表面化することもあるものであります。こうした問題は、場合によれば、職務忠実のあまりやむを得ないこともありますが、もう少し高い角度から、大所高所からものを見て判断をされる必要があるのではないかと。この場合において、私はこういうふうにかけるのであります。たとえば、国会図書館が幾ら近代化したものであるといつても、近代図書館のあり方はこうだと言われても、現にこの場合において、は、特別の立法で、いわゆる近代図書館のあり方というものが、全般的な

科学技術その他全体の情報を提供し、収集し、保存しということになると思ふのであります。この場合には、その中から特に科学技術に関するところの情報をというものを抜き出して、そこに専門的にやらせるのだという上に立つての考え方であるのだから、原則的には、別に立たされたものであつて、あとはもぬけのからではないけれども、一般的に必要な資料はそこに集めてやるとしても、大体原則的には新しく特別の使命を負ったものに特別のこととはやらせる、いわば総論と各論のようなものだと私は思ふ。各論というものは、具体的なこまかいものを並べて全部そこでやる。しかし全般的、一般的なものを扱う国会図書館は、全然これをなくすわけにはいかぬだろうから、大体一通りの資料というものを集めて、しかし今度は専門的にはそこへ持つていってやらせるのだというふうな考え方にならないと、初めからスタートするのには、お互いに顔色を見たりいがみ合つておつて、特別の機構を作ろうといったって、実際にはにっちもさっちもいかないのではないかと。こういうものをやる意義はないと私は思ふのですが、そういう意味において、その分野を大体はつきりして、なわ張り争いで自分の権限が侵されたとか、自分の機能がなくなつたというふうな考え方ではないに考へていっていただきたいと思ひます。その点どういふふうに政務次官は考へておられますか。

○秋田政府委員 これは全く同感でございます。図書館は、何と申しまして、リファレンスの機能もございまして、一般的な分野にわたつておる。われわれは特に科学技術をこの際、日本としては振興させなければならぬという特殊目的のために、お説の通り、専門的、特殊な目的を特に達成させるためにこの科学技術情報センターを設けるのでございまして、その間おのずからアクセスと申しますが、主力を置いておる点に軽重がございまして、実際上の運用の面につきましては、国会図書館と、法案の立案に当りましては、事務当局において十分連絡を密にしてございまして、実際の運用に当りましては、お説のような趣旨に従ひまして重複を避けるはもちろんです、おのおのその主力とする専門分野において機能を発揮するように努めた

と考えております。

○菅野委員長 石野久男君。

○石野委員 私は、時間の関係もございまして、法案に対しての問題に限つて一つお尋ねいたします。

科学技術情報センターのこの法を作るといふ趣旨には、もう私も今日の段階では非常に大事なことだと思つております。しかし、この法によつてできるところの法人、その法人の性格というものがいろいろ問題を生んでくると思ふのです。先ほど来言つております国会図書館とのセンターとの関係をどういふような関連性の中に置くか、ただいま中崎委員からもお話がありましたように、なわ張り根性を出さないように、一つなるべく協調してという趣旨は非常にけっこうなのでございまして。しかし、それにもかかわらず、やはりこの法によつてできる法人の性格というものが、いろいろ問題を生むだろうというふうに思ひます。法律の第一条によりますと、科学技術の情報を——情報の問題について

は、いろいろその定義の仕方はありましようが、迅速かつ適確に提供すること、その趣旨になつておるわけですから、そういうことから第二十四条が出てきていふと思ひます。そしてこの第二十四条は「情報センターは関係機関と緊密に協力しなければならぬ」といふふうに書いてある。しかし、第一

条の趣旨からいいますと、私の考えでは、むしろ関係機関は情報センターと緊密に協力しなければならぬといふふうにはいかなければならぬのじゃないか、それではなければ、実際問題として情報センターを置く趣旨が転倒するのじゃないだろうかというふうに私は考えるわけなんです。そういうことについての政府の考え方はどうであるか、これをまず最初にお聞きしたい。

○三輪政府委員 ごもつともなお説の

まは、情報センターの行つて科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。ところが、この法によつて、情報センターだけが協力いたしますが、相手方が情報センターに対して協力をしなければ、お説の通りならば運営ができませんので、そういうことのないように三十八条にうたつてございまして。ただ、これは「関係行政機関の長」ということになつておりますが、実際やつております民間の情報機関につきましても、同じように十分連絡をとり、向うからも協力をしてもらうという工合に運営していきたいと思ひます。三十八条に「関係行政機関の長」と書いてございまして、これはもちろん付属機関でありま

す試験研究所なども包含してござい

ま

ま

ま

ま

す。ただ、特殊法人でありますために、関係行政機関の方で都合の悪いものはもらえないわけでありまして、できるだけ協力をしてほしいというようにうたつてありまして、センターといたしまして、日本にありませむ役所といわず、民間といわず、情報活動をやっておりますあらゆる情報機関と十分連絡をとり、お互いに交換いたしまして、目的を達成したいと考えております。

○石野委員 このセンターを作るといことが、国会図書館とどういような関係で、また将来どういような役割を果さなければならぬかという問題に、やはりわれわれの関心が注がれるわけですが、とにかく、センターは常に科学技術に対する情報を迅速的確に収集し、それを提供しなければいけないわけですが、そういうことになりまして、従来ある国会図書館の機能よりもっと敏速に仕事をしなくちゃならないということになって参りますから、むしろセンターに各機関が協力してくれなければならぬです。センターが国会図書館なんか協力する必要は、法律を作る建前からいえば、ちつともないということになると思ふのです。むしろやはりセンターに対して国会図書館とか既設のいろいろな機関が協力することによって、この法律を作る意味が出てくるのであつて、第二十四条の意味なんというものは、全然必要がないようにわれわれは考へる。そうじゃございませんか。

○三輪政府委員 ごもつともな御趣旨でございます。センターといたしまして、国から七千万、民間から同額の出資金をもらつて三十二年度スタート

するわけでございますが、その後におきまして、先ほど政務次官の御説明のような規模で仕事をやっていくと、どうしてもセンターに必要な資料を全部センターの手で買うことはきつめて困難でございます。従つて、非常に早く情報を提供しなければならぬというものと、あるいはしばしば使うような資料については、これは当然センターの手で買いますが、そうでない、たまに使うようなものについては、図書館なりあるいはその他の機関で保管してある資料を利用してもらいたい。そうしないと、全体にわたつての総合的な情報を流すこともできませんし、また依頼によりましていろいろな答えを出すこともできかねますので、利用ができる資料は、センターといたしましてでもできる限り利用させてもらいたいということでございます。

さしあつてわが国の科学技術を急激に進歩発展させるためには、外国の新しいニュースを早く各方面に流さなければいかぬので、センターといたしまして、マイクロ・フィルムに向うの情報をとらして航空郵便で送らして、それを早く関係方面に流すというやうなことも当然重大な業務の一つとしてやらなければいかぬと考へております。センターの予算、規模、陣容という点からいまして、全部センターの手で買うわけには参りませんので、今申しましたような必要欠くべからざるものは買いますけれども、利用ができる国内の文献その他については十分それを活用して、りっぱに使命を果したい、こういう構想でございます。

○石野委員 それは当然のことと、答弁になりません。そういう意味だから、情報センターに対して関係機関は協力をしなければならぬ必要が出てくるのじゃないかということと聞いています。

そこで、政府に聞きますが、政府はこのセンターを作るについて、従前の機関等ではどうしてもその用を足せない理由、これを逆に言えば、これを必要とする理由を的確に示してもらいたい。

○秋田政府委員 非常にデリケートな点でございますし、また既設の類似の機関がございまして、この点は多少説明していく点もございしますが、私はこういうふうに考へておりますのでござい

ます。先ほどお答え申し上げましたが、具体的な、特に専門的な科学技術に関する情報の収集伝達の分野のために、ぜひともこういう専門的な特殊の機関が必要である。特にわが国のように、各国と比較いたしまして、科学技術の面に立ちおくれしている国におきましては、あらゆる施策を乏しき財政の中において総合いたしまして所期の目的を達するためには、こういう機関が必要であらうと考へております。

そこで、問題の二十四条と三十八条との関係でございますが、この両条の関係はまさに石野先生の御趣旨によつて書かれてあるのじゃないか、それはこういうふうに解釈するからであります。第二十四条における協力の要請は、もちろん情報センターから関係の国立国会図書館その他の機関に対して協力を要求されているのであります

が、どちらかと申しますと、私考へるのに、協力すべしという重点は、こゝにも書いてあります通り、国立国会図

書館その他関係機関の文献及び資料の利用をはかるべきであつて、こういう面についてあまり既存の機関の権限の中にいつちやいけなないんだ、そういうもののいろいろな設備を利用することにおいて大いに協力せよというのであります。科学技術情報センターの機能からいへば、ややこれは消極的な面でありまして、そこで、積極的に科学技術情報センターがやるべきところの専門技術の情報収集、伝達の分野については、積極的に関係行政機関の長はできるだけの協力をすべきものである。この三十八条と二十四条とが積極、消極の両面を言い表わしているのであります。この二つを讀み合せてみますと、やはりこの法案の趣旨は、専門的な具体的な科学技術の情報の収集、伝達等の本来の目的のためには大いに協力すべしという第三十八条に重点があると思ふのであります。御了解を願ひたいと思ひます。

○石野委員 ただいまの御意見を承わりました。もういふ点からいへば、この条文を讀むと、むしろ逆にならなければいかぬのじゃないか。第二十四条の「関係機関と緊密に協力しなければならぬ」とありますが、これは難則の方の関係機関との協力問題について、関係機関を情報センターに集中的に協力させるというところを本文に持つてこなければならぬ。そうでなければ、この立法を作る必要はないということになってくると思ふ。そういう意味で、条文の置き方については私は検討を必要とする、研究する必要があると思ふ。その点についてどういふ御意見をございしますか。

○秋田政府委員 理論的には石野先生のおっしゃる通りであらうと思ひますが、實際上の面において苦心の存するところをぜひ御了承願ひたいと思ひます。

○石野委員 各既設機関との間におけるなわ張り争ひのために、その苦心の存するところはわからないわけじゃないけれども、一國の法律を作つて、こゝういふ条文を置くに當つては、もう少しやはり将来のことを考へなければいけないのではないかと私は思ふ。こゝういふ点で、この委員会ももつと真剣にこの条文を検討する必要があると思ひます。

そこで、政府にお聞きしますが、諸委員から早速に質疑がありましたけれども、私はやはりこのセンターといふものは國家の機関としてむしろ置くべきじゃないかと考へるのです。それが、今日の日本の非常におくれた技術世界各國と足並みをそろえるためには、必要なことであると思ふ。そういう意味で、なぜ國家機関として置かなかつたかということを中心として伺ひます。

○秋田政府委員 この点も先ほど御質問がありました。事務当局からお答えがなつたかという理由の第一点は、資金上の問題でございします。國家財政がこの機関を一手に独力でまかなうに足らない、お説のような性格をこの機関に持たせることが理論上も適當であつて、まさにやるべき措置だと思はれるのでございします。しかし、民間の御希望もあり、また民間の資金の御協力も得なければならぬという点において、理論的にはまことに不徹底な感を

免れませんが、特殊法人にいたしました。しかし、実質は、国家の監督権が非常に強力に働くようなものは国家機関にひとしいような実質を相当持つような性格の機関にいたしましたわけでございます。

また、第二点には、サービスという点をこの機関は相当に心がけなければならぬと考へましたので、その点から申しまして、単純なる国家機関よりは、こういう性格のものにした方がより適当ではないかというように配慮もありまして、かような形にいたしました次第でございます。

○石野委員 それではお聞きします。政府は大体資金的な関係から民間の協力を得たいと言われるが、その民間の協力は、資金にしまして大体どういう比率でどのような形でそれに協力させるつもりでおりますか。とにかくこの法人の資本金のどの程度までは民間の協力を得ることに腹をきめておられるか、それをはっきりしていただきたい。

○三輪政府委員 民間の資金は、出資金といたしまして四千万、それから事業の寄付金といたしまして三千万が三十二年度、それから三十三年度に寄付金としてさらに一千万、民間の方は今申しましたに合せまして八千万を予定しております。政府の方は、出資金として四千万、それから事業補助金といたしまして三千万、これは三十二年度の予算でございます。従いまして、三十二年度は政府の出資金補助金合せて七千万円に對しまして、約同額の民間からの出資金並びに寄付金を仰ぐというたたいまのところは構想でございます。

○石野委員 たたいまのは三十二年度の構想ですが、それが大体において所期の目的を達せられたときにおける資本金、事業内容を大体どのように予想しておられますか。

○三輪政府委員 資本金におきましては、特別な事情の起らない限り八千万で当分の予定でございます。事業内容といたしましては、三十三年度は先ほど申しましたように民間から一千万の寄付、政府からは、これは今私ども考へておるのでございますが、九千万円の補助金をもらいたい。そうすれば合せて一億になるわけであります。そのほかにセンター自身が販売いたします印刷物によりまして売り上げが上りますから、それを約一億と見まして、二億程度の仕事をしたい。それから三年目の三十四年におきましては、やはり政府から九千万出してもらう。民間からはもう出してもらわないことになっております。あとは全部売り上げからまかなひまして、合せまして二億六千万程度の仕事をやるという考へでございます。それ以後につきましては、できればなるべく政府の補助金を減らしていきたい。しかしながら、これは決してもうかるものではないとせんので、ゼロになることはあり得ない。たたいまの目標といたしましては、昭和三十八年ごろに至って政府の補助金をできれば六千万程度に、圧縮すれば、この事業といたしましても非常にうまく行くということになるので、そういう方向で進めていきたい。これは職員もなれてきて、出しますところのいろいろ情報がたくさん出る。あるいは依頼による手数料も入るといふようなことから、私もが頭の中に

描いております計画は以上のごときでございます。

○石野委員 これだけ大きな金を使つてやる仕事の中で、利益はどういうふうになるだろうか、私は相当利益が出ると思うのです。実は、今日の日本の経済、産業の事情から見ると、その必要性を一般に産業界でも要請しておるし、あるいはまた技術者それ自体も、あるいは学界とか有識者もみな要請しておることでございますから、企業的な将来性というものは非常に出てくるものだと考へます。そこでもしこの特殊法人が営利的な方面に走つていけるとすれば、そのためにかえつて思わざる弊害が出るということをご考へなければいけない。そこで私は、やはりこういう国家機関の性格を持たなければならぬものが、資金の関係等民間の協力を得るという事情はありまして、この三十条の第二項に出ておりますような「出資額に応じて分配する」というこの条項については、やはり考へなければならぬ問題ではなからうか。むしろこの際政府としては、いろいろ出資の点におけるところの諸事情はありましようけれども、法律としましては、この「出資額に応じて分配すること」ができる」という問題について、これは全然そういうことをしないのだということに考へを持たないのかどうか、この点も一べんお聞きしておきたいと思ひます。同時に、将来はこういう問題をどういふふうに考へるかという点について、一つはつきりした御意見を次官から承わりたいと思ひます。

○秋田政府委員 第六条に出資証券の条項がございます。先ほども申し上げ

ました通り、この機関設立のために、国家の資金だけでまかない切れないという事情がありますので、民間の協力要請もありまして、民間の出資を願うということになりました。従つて、その出資に対する出資証券という規定を置かざるを得ない。これと照應いたしまして、たたいまの規定は関連して必然的に規定せざるを得ないという関係から、三十条の二に規定されておるのでございますけれども、先ほども申し上げました通り、何とかして出資については、親方日の丸的な考へでなしに進みたいと思つております。事の性質上相当の収入もございましようが、片一方において相当の支出も考へられま

すので、必ずしも希望通りに収支相合うというわけには行かないのではないかと考へます。そこで今後相当程度国家資金をつぎ込まなければならぬと考へて、先ほど局長からも御答弁した次第でございます。とにかく出資を仰がなければならぬために、出資証券の規定はどうしてもなければならぬ。これとの照應によりまして、こういう規定を置いたのでありますが、必ずしも出資に對するところの分配は要請されない。この点に重点は置き得ない。従いまして、この規定があるからと申しまして、出資した民間産業界の意向に強く支配されるということとは、必ずしも考へ願わなくてもいいのではなからうか、またわれわれは実際の適用につきまして、そういう弊害のないように努めて指導したい。それがために、この機関は内閣総理大臣の監督規定等が相当強力に規定されておる。ここでの出資に對する分配が将来、あるいは万が一と申してははなはだ妙

でございますが、あるようなことがありまして、大資本偏重の弊害は起きないようになんばいされておる。こう考へておる次第であります。

○石野委員 たたいまは、このセンターを設立するために必要とする資金は民間からの援助的出資を受けるということですが、もし将来、たとえば利益の分配とか何とかいうようなことがもたらすであろう弊害を予想されるという観点からして、たとえば来年度の予算あるいは再来年度の予算というように政府がもしこの出資に肩がわりするといふような情勢が出たとき、この法律を変えて、全額国家出資という形で国家機関に置きかえるようなことは、全然予想しておりませんか。

○秋田政府委員 将来のことは何とも予想しがたいのでありますが、かりに国家の財政資金に余裕が生じ、いろいろな事情が許すならば、そういう場合が必ずしもあり得ないとは考へておりません。また、そういうようにできればけっこうではなからうかと考へております。

○石野委員 将来のことは予想しないのだが、このことに私は非常に遺憾を感じます。それはなぜかといふと、政府はこのセンターを作るに当たつて、どれだけの熱意を持っておるかという問題に関連してゐる。われわれの考へでは、第二次産業革命といわれるようなこの時期において、ほかの捨てるでも、この機関を設立するに當つては、全額国家出資をもつてやるべきじゃないかと思ふのです。私たちがそのくらいの熱意を政府に期待したい。それにもかかわらず、将来は予想されないのだといふことは、実

に遺憾千万です。政府のこれに対する熱意のほどが私は全然理解できない。この際、国家が全額負担をして、むしろ国家機関としてこれをやるというふうの一つ考え直してもらってはどうかと私は思うけれども、いま一度その点について、政府の所見を承わっておきたい。

○秋田政府委員 民間から資金を得たことをもって、必ずしも民間の意向が強くと決定的に考える必要もないのではなからうかということも考えられるのでございます。とにかく、この事業の完全な遂行のためには、単に他の国家機関がこの科学情報センターに協力するばかりでなく、広く民間の御協力がむしろ大切だということも考えられるのでございます。この意味におきまして、やはり官民合同の協働体制の形においてこういう性格の機関を作ることは、必ずしも無意味ではないのではなからうかと思っております。この点につきましては御趣旨もよく御味しまして、なお考慮してみたいと考えております。

○石野委員 もう一度先ほどの問題に戻りますけれども、ただいままでの御趣旨を承わっておりますが、この法案を作るに当たっては、既設の各機関との関連性がどうあるにかかわらず、この第二十四条と第三十八条との関係は、やはり場所をかえなければ、法律を設定する趣旨が徹底しないのじゃないかと考えますが、この点について、政府の考え方をもう一度明確にお聞きしておきたい。

○秋田政府委員 先ほども申しました通り、御趣旨はごもっともであらうと思えます。しかしまた、考え方によ

りますと、これは科学情報センターなるものに関する法律でございます。従ってまず科学情報センターとしてすべきことが先に出ておるといふ順序になって、それからあとで関係方面とこれとの関係を規定した、こういう前後の事情にもなっておりますので、事が先に出て、あとに出ていくということとは、ある意味においては事の輕重、力点を表わしておりますけれども、同時に、この法の規定する本来の趣旨の變前から申しますと、あとになつておつても、必ずしもそれは意味の上の弱さを意味しない、こう御了解願いたいのでございます。

○石野委員 私はその点についてはまだ疑義がありますけれども、質疑でありますから、その程度にいたしまして、最後に「情報を適確、迅速に収集し、それを提供する」というその提供するに当って、特に中小の企業者とかあるいはまた学界等に対する提供の方法等について、これは普遍的で、しかも効果的でなければならぬというふうに考えます。先ほどのお話を聞きますと、大体千七百部くらいを最初に資料として提供したい、こういうお話であります。この問題は、千七百部というのは、実際こういう特殊の研究部門としては相当大きなものと考えますけれども、しかしそれだけでは実際問題としてこのセンター法の趣旨にはまだまだほど遠いのじゃないか。私は会員組織にするかどうかというふうにするか知りませんが、それをもう少し積極的に、むしろ全国的な視野で、計画的な配分をするというような考え方で数をふやすということは、今のところ考えておりませんか。

○三輪政府委員 千七百が少な過ぎるという御意見だと思えますが、これは私の説明が不十分なためによく御理解いただけなかったかと思えますけれども、一部門について千七百部でございますから、これが十部門でございますので、その十倍になります。しかも月二回出しますから、その二倍になりますから、相當な数になると私は思います。のみならず、ダイジェストは月に一回出しますので、定期的な情報提供物といたしましたとしても、相當な数になると私は思います。しかしこれで満足しておるというわけではありません。ただ、私どもは、予算的に見てこの程度出さないと、ペイしない事業がやっつけいけないという面から立つた数字で、もちろんこれを上回るように運営をしていきたいと考えております。

○菅野委員長 午前の会議はこの程度でとどめ、午後は、本会議終了後再開し、質疑を続行いたします。

暫時休憩いたします。

午後一時七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった。〕